

保護者様用 なおいりこども園 「重要事項説明書」



1. 【設置主体等】

- ★社会福祉法人愛の園福祉会（法人本部：由布市庄内町柿原410番地1）
- ★法人施設：ひばりこども園 定員130名（由布市）、ひばり児童館 利用定員79名（由布市）  
 きらりこども園 定員75名（由布市）、都野保育所 定員30名（久住町）
- ※本園併設：なおいり児童クラブ 定員40名

2. 【なおいりこども園の機能及び職員について】

- (1) 幼保連携型認定子ども園とは？  
 幼稚園（親就労無）と保育園（親の就労有）の両方の機能を併せ持った施設です。
- (2) 教育・保育を担当する職員は「保育教諭」です（幼稚園教諭免許及び保育士資格を有しています）。
- (3) 他に、小・中・高の教員免許、養護教諭の有資格者、及び看護師や子育て支援員資格を有しています。

3. 【目的及び運営の方針について】

- (1) 本園は、就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする0歳からの子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう環境を創造し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- (2) 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、認定子ども園法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営を行っています。

4. 【入園資格について】

本園に入園することのできる者は、以下のとおりです。

- (1) 0歳から3歳未満の保育の必要な子ども（以下、**3号認定児**）～親の就労が条件
- (2) 満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの保育の必要な子ども（以下、**2号認定児**）～親の就労が条件
- (3) 2号認定児以外の満3歳以上で小学校の始期に達するまでの子ども（以下、**1号認定児**）～就労条件なし

5. 【利用定員及び学級編制に関する事項について】

本園の利用定員は**45名**とし、各年齢の学級編成と利用定員内訳は次のとおりです。（人）

年齢区分	学級編成	1号認定児	2・3号認定児	利用定員合計
0歳児		/	3	3
1～2歳児			12	12
3歳児	1学級	5	10	15
4歳児	1学級	5	10	15
5歳児	1学級	5	5	10
計	3学級	15	40	55

6. 【学期】

1号認定児にかかる学期は、1年を分けて次の3保育期です。

- 第1保育期 4月1日から 8月31日まで
- 第2保育期 9月1日から12月31日まで
- 第3保育期 1月1日から 3月31日まで



## 7. 【休園日等について】

本園の休園日は次のとおりです。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 土曜日（1号児は認定外なので休園です）
- (3) 1号認定児の長期休業

夏季休業（夏休み）：8月1日から8月31日まで 冬季休業（冬休み）：12月29日から1月3日まで  
学年末・始休業（春休み）：3月25日から4月3日まで

- (4) 年末年始の休園日（全園児対象）は、：12月29日から1月3日
- (5) その他園長が必要と認めた日

## 8. 【教育及び保育を行う期間及び時間について】

本園の開園時間及び授業日時数等は次のとおりとします。

開園している時間は、7時00分～19時00分の12時間です。

- (1) 教育（1号認定児）

教育を行う期間は、原則として下記のとおりです。

- ① 1学年の教育週数 39週以上
- ② 1週の教育日数 5日（土曜休み…別表）
- ③ 1日の教育標準 7時間 8：30～15：30（18：00まで預かり保育は可能です…別表1）

- (2) 教育及び保育（2号認定児、3号認定児）

教育・保育時間、開所時間は原則として次のとおりです。

- ② 保育標準時間は、11時間 7：00～18：00
- ③ 保育短時間は、8時間 8：00～16：00 の認定時間となります。
- ④ 延長保育は、保育標準時間18：00～19：00、保育短時間は、7：00～8：00及び16：00～18：00（詳細は別表1を参照）



## 9. 【教育課程について】

教育課程は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の基準により園長が定めています。

## 10. 【保育・教育の内容について】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、総合的に指導してまいります。

### 11. 【入園について】

- (1) 1号認定児の入園（2号から1号へ変更含む）を希望する方は、所定の入園願書を提出して下さい。
- (2) 入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、在園児が優先されるよう配慮するとともに、教育を受ける必要性が高いと認められる子どもが利用できるよう選考してまいります。
- (3) 2号認定及び3号認定児入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、保育の必要量及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考されます。

### 12. 【退園、休園について】

年度途中で退園又は休園しようとする場合は、所定の様式にその理由と時期を記して保護者に届け出ていただきます。また、保育料及び給食費を3ヶ月以上滞納し、督促にも応じない場合は退園していただく規定になっています。支払いの意思があり、やむを得ないと園長が判断した場合にはこの限りではありません。

#### 14. 【学校医等について】

- (1) 嘱託学校医は、社会医療法人社団大久保病院 白石 晴士先生です
- (2) 嘱託学校歯科医は、まつもと歯科クリニック 松本 欣也先生です。
- (3) 嘱託学校薬剤師は、美晴が丘施設長 伊藤 寿和子薬剤師です。

#### 15. 【登降園時のバーコードカードの使用について】

- (1) 事前に保護者宛てに配布された「QRコード」を園舎入口受付ブースで保護者が専用端末にかざしていただき、登園・降園の手続きをお願いします（QRコードがなくても打刻でもできます）  
尚、バス通園児は園に到着時と降園乗車時に、園で対応します。
- (2) 登園時は、保護者と共に園児送迎口から入り、子どもを職員へ預けてからコードをかざしてください。  
降園時は先にコードをかざしていただき、子どものお迎えをクラスまでお願いします。

#### 16. 【保育料、給食費及びその他の費用と納入方法について】

- (1) 園児の居住する市町村が定める額の保育料を直接徴収（銀行等口座振替）させていただきます。
- (2) 3～5歳の幼児教育・保育の無償化となりましたが、給食費の納入が義務となりました。  
本園の給食費（副食費）は、月額5,000円（口座振替）ですが主食費は従前どおり無料としています。
- (3) その他、保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表1**に掲げる費用を申し受けます

#### 17. 【緊急時及び事故発生時等における対応方法について】

- (1) 子どもに病気や事故等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置をとります。（緊急連絡表の提出をお願いしております）
- (2) 園内外・室内に監視カメラを設置し、子どもたちの安全確保を図っています（24時間常時録画をしています）

#### 18. 【非常災害対策について】

本園は、消火設備その他の必要な設備を設けるとともに、火災、地震、風水害等の様態ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、園内に掲示し職員はもちろん保護者に周知を図るなど、日頃から非常災害時の体制を万全にするための努力をしております。（毎月1回避難訓練をしていますが送迎時間帯に避難訓練を実施した場合は、一緒に避難行動や園児避難の参加をお願いしています）

#### 19. 【虐待の防止のための措置に関する事項】

本園は、利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等の責任者を設置し、職員に対し研修を実施する等の措置を講じています。

#### 20. 【職員勤務体制の確保等について】

法により職員の資質向上などを目的に多岐にわたる研修受講が定められています。研修日が土曜日となる場合がありますので、早めにご案内させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 21. 【衛生管理等について】

- (1) 衛生設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、嘱託薬剤師の指導の下必要な措置を講じています。
- (2) 施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員による清潔の保持（毎日の清拭掃除等）及び健康状態についても必要な管理を行っています。  
また、感染防止対策について、適宜ご案内とご協力をお願いしております。

## 2 2. 【個人情報等秘密の保持について】

- (1) 本園職員は、業務上知り得た子どもやその家族等の秘密の保持について、守秘義務指導をしております。
- (2) 本園の職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た児童又はその家族の秘密等を漏らすことがないよう職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約時に結んでおります。

## 2 3. 【苦情解決に関する事項】

- (1) 本園は、利用する子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しており、これを掲示しています。（受付ブースに“ご意見箱”を設置しています）  
また、コードモンアプリ内の「資料室」に苦情解決関係文書を掲載しています。
- (2) 本園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、解決に向けて適切に対処するよう第三者委員会(直入町在住の2名)を設置し体制を整えております。

## 2 4. 【契約の解除に関する事項】

保護者、園児、その家族ないしはその関係者が本園、本園の職員その関係者または園児に対して、この契約を継続しがたい迷惑行為、背信的行為など行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合、本園から利用契約を解除する場合があります。

## 2 5. 【園の評価に関する事項】

本園では、適切な園運営・保育が行われているか学校関係者評価委員会（地域の評価委員や保護者等）で検証を行い、また職員の自己評価を通して、総合的に園評価が行える体制を整えています。

なおいりこども園ホームページアドレス

<http://www.ainosono-fukushikai.or.jp/naoiri/>



別 表 1

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分、上乘せ徴収分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
園外行事に係る費用	—	0円 当分の間徴収はなし
送迎バスに係る費用	—	0円 当分の間徴収はなし
誕生会に係る費用	—	0円 当分の間徴収はなし
発表会に係る費用	—	0円 当分の間徴収はなし
保育材料に係る費用	—	0円 当分の間徴収はなし
1・2号認定の園児に係る給食費	令和元年10月施行、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費利用者実費負担における副食・おやつ費分とする。しかし、主食費は当分の間徴収しない。	5,000円 *口座振替は4,846円の振込手数料を差引いた金額とし振替不可の場合は5,000円を直接徴収する。
遠足に係る交通費	公共交通機関（列車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費
利用者負担金口座振替手数料	基本振替手数料/月は園負担とするが、保育料振替手数料は利用者負担とする。	請求月のみ保育料＋時間外利用料＋振替手数料（154円）
通常の活動に係る費用	カラー帽子：1歳児以上 体操服（半袖、半ズボン）：2歳児以上	時 価

2 時間外保育に係る利用者負担金

認定別	認定時間	対象時間帯	延長保育料	
1号認定	教育標準時間 預かり保育	7:00～8:30	当分の間徴収なし	
		15:30～18:00	1回利用／450円	
	認定日外	土曜日	8:30～18:00	半日利用／450円 1日利用／900円
		長期休業	・3/25～4/3   ・8/1～8/31 ・12/29～1/3	当分の間、通年利用の扱いとします (15:30～18:00 1回利用/450円)
	<b>月額利用上限額を11,300円とします</b>			
	※新2号児は無償化の対象ですが、上限（11,300円）の超過額を徴収させていただきます			
	時間外延長保育	18:00～19:00	1回利用 / 200円	
保育標準時間 延長保育	18:00～19:00	1回利用 / 200円		
2・3号認定	保育短時間	7:00～8:00	当分の間徴収なし	
	時間外保育	16:00～18:00	1回利用 / 100円	
	時間外延長保育	18:00～19:00	1回利用 / 200円	
	時間外延長保育	18:00～19:00	1回利用 / 200円	

3. 利用者負担金のうち、口座振替以外の費用の支払いを受けた時は、利用料袋の領収印をもって領収の証とします。

